

国家公務員の育児休業の取得状況（平成25年度）

	府省名	男性職員			女性職員		
		新規取得者数 (人) A	当該年度中に 新たに育児休業が 取得可能となった 職員数 (人) B	育児休業 取得率 (%) A／B	新規取得者数 (人) A'	当該年度中に 新たに育児休業が 取得可能となった 職員数 (人) B'	育児休業 取得率 (%) A'／B'
政府目標： (H32年)13%	人事院	1	6	16.7	4	4	100.0
	環境省	8	51	15.7	18	19	94.7
	厚生労働省	98	642	15.3	272	299	91.0
	経済産業省	23	196	11.7	92	94	97.9
政府全体の割合： 2.8%	消費者庁	1	10	10.0	0	0	—
	農林水産省	29	355	8.2	138	138	100.0
	会計検査院	2	25	8.0	11	11	100.0
	公正取引委員会	2	29	6.9	13	13	100.0
	財務省	81	1,720	4.7	626	624	100.3
	内閣府	3	65	4.6	20	20	100.0
	金融庁	3	66	4.5	4	4	100.0
	法務省	41	1,498	2.7	333	333	100.0
	文部科学省	2	76	2.6	24	24	100.0
	総務省	3	118	2.5	38	39	97.4
	外務省	4	189	2.1	71	73	97.3
	国家公安委員会 (警察庁)	3	144	2.1	22	22	100.0
	国土交通省	31	1,491	2.1	224	231	97.0
	防衛省	31	6,513	0.5	798	806	99.0
	内閣官房	0	10	0.0	0	0	—
	内閣法制局	0	1	0.0	4	4	100.0
	宮内庁	0	20	0.0	2	2	100.0
	復興庁	0	5	0.0	1	1	100.0
	合　　計	366	13,230	2.8	2,715	2,761	98.3

(注) 1. 内閣官房内閣人事局・人事院「女性国家公務員の登用状況及び国家公務員の育児休業の取得状況のフォローアップ」（平成26年12月）に基づき内閣府において作成。

2. 防衛省以外の各府省等においては、「仕事と家庭の両立支援関係制度の利用状況調査（平成25年度）の結果について」（平成26年9月30日 人事院）より算出。防衛省については、内閣人事局が別途防衛省から聴取した結果に基づき作成。

3. 「新規取得者数」とは、新たに育児休業（再度の育児休業者を除く。）を取得した人数（平成22年度～24年度に取得可能となった職員が取得した場合を含む。）をいう。

4. 「当該年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員数」とは、男性職員については、当該年度中に子が出生したものの数、女性職員については、当該年度中に産後休暇が終了し育児休業が取得できることとなったもの（平成25年2月3日から平成26年2月2日までに出産したもののうち、産後の特別休暇中に子が死亡した場合等を除いたもの。）の数をいう。

5. 育児休業取得率は（新規取得者数／当該年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員数）を示す。このため、取得率が100%を超えることがある。